

【委員会記録】

岩丸委員長

ただいまから、人権・少子・高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】なし

【報告事項】

- 徳島県立人権教育啓発推進センターにおける指定管理者の公募に対する申請状況等について(資料①)

小森保健福祉部長

この際、保健福祉部関係で1件、御報告させていただきます。

徳島県立人権教育啓発推進センターの指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。

お手元に御配付の資料をお願いいたします。

徳島県立人権教育啓発推進センターにつきましては、指定管理者制度を導入しておりますが、平成23年度末で現在の指定管理者への指定期間が満了することから、来年度からの管理運営に係る指定管理者更新手続の作業を進めているところであります。

具体的には、7月29日から県のホームページに募集概要を掲載するとともに募集要項を配布し、8月18日及び19日に現地説明会を行いまして、9月15日から9月29日までは申請書類の受け付けを行ったところであります。

申請状況等でございますが、募集要項の配付が4団体、うち現地説明会の参加が2団体ございまして、1団体からの申請を受け付けております。

今後は、保健福祉部内に設置しております指定管理候補者選定委員会において審査を行い、次の定例会に指定管理者の指定について御審議いただけますよう手続を進めてまいりたいと考えております。

以上で、報告事項についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

岩丸委員長

以上で報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

大西委員

私のほうからはまず初めに、きょうは少子化対策について何点かございます。まず初めに、これまで私も推進、県のほうでも国のほうでも推進してきましたが、不妊治療に対する助成事業でございます。この不妊治療は御承知のとおり何回も申し上げますけども、本当に子供さんの欲しい御家庭で子供さんが生まれないうことで、不妊の対策を、不妊治療をする場合に、それに対する助成を行っている。これは保険適用がされてないと。こういうふうなことで、そういうふうになってるわけですけども、これは徳島県でもやっておりまして、この現状、もう一回ちょっと今の現状をお聞きいたしたいと思います。

左倉健康増進課長

委員从不妊治療についての助成制度の現状ということの御質問をいただきました。

本県におきましては、平成16年から不妊治療助成事業を国の制度を活用し実施しているところでございます。で、不妊治療につきましては、平成16年度に体外受精と顕微授精というものが補助の対象となっております。体外受精と申しますのは、卵子を取り出して精子を加えて受精させるという受精方法でございます。顕微授精といいますのは、精子の数が少ない、また精子の動きが悪い場合に顕微鏡下で卵細胞内に精子を直接注入するというものでございます。で、不妊治療につきましては保険適用がある分、ない分がございます。で、保険適用がないこの2つの分について助成しているものでございます。

平成16年に年1回10万円、通算2年間、所得制限650万円でスタートしました。このときの実績が延べ107件、1,070万円。これは県からの支出ベースでございます。19年度に1年度当たりにも上限10万円から、1回当たり10万円までで年度2回までに拡大いたしました。21年度には1回当たりの助成限度額を10万円から15万円に拡大しております。23年度には、1年度目の助成回数を年3回に拡大してまいりました。現状におきましては、1回15万円まで、1年度目は3回、2年度目以降は2回、通算5年間で10回まで、所得制限は730万円未満となっております。22年度の支給実績は、延べ422件、実人員で287人、支給総額は5,981万1,000円、これは県からの支出ベースでございます。今年度の予算につきましては、9,696万3,000円、国費2分の1でございまして、県はそのうちの4,848万1,500円を負担しているところでございます。

以上でございます。

大西委員

随分詳しくお答えいただきました。

平成16年からこの不妊治療に対する助成事業が実施されておることです。16年度は年10万円、2年間ということで107件の申請があり、19年から1回10万円を2回までに拡大され、ちょっと前に10万円から15万円になって、さらに今年度は15万円、1年間で15万円を3回、2年目以降は2回というようなことで補助しておると、こういうことです。平成22年度というのは、一番新しいデータといいますかね、23年度は途中だから、平成22年度、一番新しいデータで422件の申請があつて、これは5,900万円ほどを使つてるといふことであります。今年度はさらにその回数をふやしたということで、9,600万円の予算で約倍増といいますか、そういう金額が提示されていると、こういうことでやってるわけでございます。それで、16年からちょっと補

足でお答えいただきたいのは、16年はわかりました。19年もわかりました。22年もわかりましたけども、16年から22年までの間、途中17年から21年度の申請件数というのをちょっと教えていただけますか。

左倉健康増進課長

16年からの件数でございますが、16年度は107件、17年度が136件、18年度が161件、19年度が303件、20年度が382件、21年度が428件、22年度が422件となっております。

以上です。

大西委員

はい、わかりました。

平成16年、107件を皮切りに、右肩上がりに、ウナギ登りで件数がふえておりまして、若干21年度と22年度は横ばいということにはなっておりますが、これだけ需要があると。こういうことで、非常に子供さんが欲しい、だけど生まれない、それを治療したい、経済的にも大変なという御家庭がたくさんあるということがわかります。

ほんで私は前からも言っているように、何回もお聞きいただいとと思いますが、やっぱり少子化対策っていうのは、当然、子育て支援とかそういうことも大事ですけども、まず子供さんが生まれなければ、少子化対策にならないわけですから、子供さんの数をふやすということが大事。その施策に一生懸命取り組んでいくことが大事で、まずこれについては1つ私が求めたいのは、この助成制度の対象は体外受精と顕微授精だけなんです。ところが、ほかにもタイミング療法であるとか、いろんな不妊治療の方法があります。で、そういうことに対して他県では助成の対象にしているところも、多くはないかもしれませんが、あるというふう聞いております。で、そういった体外受精や顕微授精っていうのは究極の不妊治療、手術でございますが、それ以外の方法に対してでも、拡大するべきじゃないのかなと、こういうふうに思っているわけです。

ただ、恐らく対応としてはもう、まだ拡大した体制が始まったばかりなんでちょっと様子を見させてくださいということ言うんだろうけど、それはやっぱりぜひ拡大して。ちょっとでもいいんですよね。体外受精や顕微授精ってお金がかかる。だから、10万円や15万円とかそういう大きなお金を助成する。だけど、それ以外の方法についても、県としても取り組んでるんだということで、やはり検討する必要があるんでなからうかと私は思っております。

それで、1つはそういったほかの方法についても、これだけやはり不妊治療についてやってほしい、申請したいという人がおるわけですから、それ以外にも救済の手を差し伸べてあげる対象の人がいると私は思います。で、こういったことについて、ぜひともそういう方向で検討していただきたいと思うんですけども、いかがなものかなと思います。

もう一点は、これで平成16年、107件を皮切りにウナギ登りに件数がふえているわけですが、これでお子様は何人ぐらい生まれたんかと、ふえたのかと。こういうことをやはり今年度は9,600万円以上の予算をつけているわけで、約1億円の予算をつけて、県の純粋なのはその半額とっておりますけども、それでも5,000万円予算をつけてるわけですね、県で。これだけ一生懸命やっているわけですから、私はもっとやっていただきたいと思いますが、ほんとにこれだけ子供さんがふえましたよって、こういうその対策でふえましたよ

ていうことをやっぱりPRしてもらいたいなと。こういうことで、しかもどんどん相談に来てくださいと。こういうことをやっぱり言っていただきたいと思うんですが、前に石本次長にそれを聞いたら、そんなことできませんと言われまして。私2回目なんですけども、やっぱりプライバシーの問題上、そのときプライバシーの問題とか何とかいろいろありましてって言うておりましたけども、前にも言いましたけども、数だけでいいんです。だれそれがなんて言う必要ないし、もっと言えば、市町村別に徳島市では何人とかそんなことも必要ないと思います。

もうこの事業で、どれぐらい子供さんが欲しい家庭でできたのかなということを追跡調査する必要があるんじゃないかなと思うんです。で、これはあくまでも自主的な、例えばアンケートというような形でいいし、それに答えてくれて、助成を受けて不妊治療をした結果、欲しい子供さんができましたっていうのをそういうアンケートだけでもいいと思うんですけども、やるべきじゃないのかなと。やっぱり予算を使ってる以上、そういうことをやっていただきたいと思うんですが、この2点答えていただきたいと思います。

左倉健康増進課長

2点御質問いただきました。

まず最初の体外受精、顕微授精以外の方法についても助成を県単で拡大するべきではないかという御質問かと思えます。

不妊治療につきましては今、先生もおっしゃいましたように、体外受精と顕微授精というのは究極の方法であるということでございまして、まず通常行われるのは基礎体温などのより妊娠しやすいタイミングをはかるタイミング療法という、そういった指導、方法を行うとか排卵誘発剤を処方する。そのほかの薬剤投与など、通常3割の自己負担での医療提供を受けられる制度がございまして。保険適用の範囲内の治療を行ってやるということでございます。

それでも妊娠に至らない場合は、人工的に夫の精子を子宮内に注入し受精させるという人工授精というものが行われております。これには保険適用がございませぬ。で、これは自由診療となりまして、1回5,000円から3万円、平均して1万円程度と聞いております。この2つの分野につきましては、比較的負担が少ない、ちゃんとした制度があるということで、対象にされていないものと考えております。

他県においては一部そういう拡大をしているところがあるとは聞いておりますが、制度が19年、21年、23年と順次拡大してきたばかりという状況でございまして、今後におきましては、まずは必要なのは相談体制等を充実させまして、こういう治療、制度があるということを周知していくことも必要かなと考えております。今、不妊に対する相談体制といたしましては、県内6保健所におきまして女性の健康支援センター事業というのをやっております。この件数は22年度で総件数、相談件数87件のうち45件が不妊相談でございました。それと、徳島大学産婦人科外来におきまして、不妊専門相談センターを設置しております。相談件数は22年度117件でございました。こういったところをさらに周知することによって、こういう制度を周知することによって利用を促していきたいと考えております。

それから、2点目の不妊治療で何人生まれたのかという点でございまして、2年前でしたでしょうか、石本次長のほうから難しいという御答弁があったという話でございまして、これを確認いたしました。UMINという制度がございまして。これは大学病院医療情報ネットワーク協議会というもので、19年の1

月1日に稼働いたしております。これはこういった不妊治療等の成果を公表するというシステムでございます。ここでそういったデータが報告されるということになっておったところでございますが、いまだこれが報告されておられません。それで私のほうも厚生労働省の母子保健課のほうに確認しましたところ、医療機関から送られてきたデータの中でちょっとイレギュラーなものがあるので、そこを確認作業中であると、現在のところ情報提供ができる時期の見通しは立っていないということでございました。

そこで、実数についてはちょっと今のところはっきりしないということでございますけれども、いろんな推計が出ております。9月25日の徳島新聞で、本県の中山産婦人科の先生が報告しているところによりますと、2009年に全国107万人生まれた赤ちゃんのうち2万6,680人、2.5%、40人に1人が高度生殖医療費補助医療による不妊治療で生まれた赤ちゃんであるということでございます。本県におきましても、先ほど申しました実数で287件の不妊治療者に、徳島大学のホームページで体外受精、顕微授精の成功率が34.1%というのが出ておりますので、287に0.341を掛けますと、97.86幾らになりまして、約100人がそういったので生まれているのではないかと。これは推測でございます。その場合は22年度の出生数が5,904人でございますので、約1.7%、59人に1人と、国のほうでも40人に1人、本県では59人に1人で、大体似たような数字ではないかなと考えております。

以上でございます。

大西委員

1つ、この体外受精、顕微授精以外にも助成事業を適用したらどうかということについては、保険適用している分については、御自身で保険適用の自己負担分を払っていただくというのが原則ではないかというお答えのようでした。だけど、人工授精っていう方法もあり、それについては保険適用されてない。こういうような部分もあると思いますので、保険適用されてないということに限定してもいいと思うんですけども、ぜひともいま一步踏み込んで、拡大した取り組みをしてもらいたいというふうに思います。

それから、こういった取り組みによって、どれだけお子さんがふえているかということについても、今のところ、あくまで推計ということでお話がありましたけども、やはり一度この申請をされた方に対してアンケートするなり、ほんとに貢献してお子さんがふえてるんだと、こういうことがわかるような調査を私は、県としてすべきだと思うんです。それで、国の医療関係の不妊治療でのお子さんが誕生したということについての公表は、今見通しが立ってないというお話なんで、国全体としてはなかなか難しいことであるんだと思いますが、県として助成を受けた、不妊治療を受けた方がどれくらい出産されてるのか、子供さんが生まれてるのかということを一回調べたらどうかと。もう一回提案したいと思いますけれども、前に石本次長さんが答えてるから石本次長さんから答えてもらってくださいとだれかが言っていましたので、石本次長さんお願いします。

石本医療健康総局次長

先ほど課長が申し上げましたように、前に大西委員さんから御質問いただきました追跡調査だとか、アンケートにつきましては個別の調査をしないといけないということで、プライバシーの問題があるかと思えます。で、先ほど課長が申しましたように国のほうの調査結果を再度早急に出していただくように促すとともに、また県内の医療機関のほうにも御相談を申し上げまして、そういった実数がかめめるかどうかについては、

今後検討したい思っております。

大西委員

次に、この不妊治療とよく似た分野でございますけれども、最近、不育というケースを聞くことがありまして、なかなかいろいろは取り上げられてこなかったんですけれども、また実態としてもなかなかつかみづらい。不妊治療ということ、不妊の方よりも、なかなか不育というものは表にはっきり言うて出ないような状況もあるんですけれども、この間新聞にも載ってまして、不育というのは私もあんまり知らなかったもので、委員の皆さん方にちょっと認識していただきたいんです。

育たない、不育ですね。育たないということですから、これは妊娠はしても流産、死産それを繰り返す。昔はよくそういう流産の体質だとか、そういうふうによく言われておりましたけれども、そういう流産を何回も繰り返す、その方が最後子供さんが生まれてほんとによかったねみたいな話を昔よく聞きました。けれども、なかなかやっぱり今の人間の生活環境からすると、お子さんが生まれにくいという状況があるし、そしてお子さんが育たない、おなかの中で育たない。こういうようなことがあるようでございます。で、理由としては胎児の染色体異常とか抗リン脂質抗体症候群とか夫婦の染色体異常、子宮筋腫こういったものが理由のようであります。で、そういった状況の中、せっかく妊娠して子供さんができると思っててできない、そして何回も何回もそれを繰り返して、ついに子供さんがいなくなるという、生まれなくなるというようなかわいそうな御夫婦がいると。

こういうので、こういう方々にも手を差し伸べて、やはり1人でも多くのお子さんを産んでいただくということが必要ではないかと思っております。それで、これも最近になっていろんな動きが出てきまして、隣の和歌山県で、県としては不育に対する支援をしております、先ほどの不妊治療の助成事業と同じような助成事業を行っております。で、こちらについては当然、大きな金額が出るんですが、県としてはやはりたくさんの方を対象にするので、和歌山県としては1年間に3万円、しかも上限所得制限があって夫婦の所得が730万円未満の方が対象になっているということでございます。

こういう方々に対しても不妊治療助成事業、不妊治療対策と同様に、この支援の手を差し伸べてあげてはどうかと私は思いますが、私も初めてこれ質問するのでぜひ1回検討していただきたいなという思いで申し上げます。いかがでしょうか。

左倉健康増進課長

不育症についての御質問でございますが、不育症の定義といたしましては、妊娠は成立いたしますけれども、自然流産これは妊娠21週まで、それから早産が22週から36週まで、周産期死亡が22週以降生後7日まで、これを繰り返し、結果的には生児、生きた児と書いて生児を得ることができない状態と定義づけられております。

これにつきましては厚生労働省の研究班が20年度、21年度、22年度の3年間にわたって研究しております、その21年の11月に公表した情報によりますと、流産を2回以上繰り返す不育症患者は年間妊娠数の6.1%、全国で約7万9,000人いると推定しております。本県にこれを当てはめると、約400人。先ほど22年度の出生数5,904人に流産率というのが15%になりますので、割る85%、掛ける先ほどの6.1%で423.

幾らとなりますけども、約 400 人と推定されております。

不育症の原因としましては、染色体異常、子宮の形態異常、内分泌や免疫の異常等が研究者により指摘されております。特に自然流産の 60 から 70% 以上の胎児には染色体異常があるということでございます。これにつきましては先ほどの研究班が本年 9 月に提言をいたしております。その提言の中におきましては、保険適用をされていないけれども、考えるのが妥当ではないかという分野としまして、例えば染色体の検査。それから欧米では広く行われているけれども、我が国では適用されていない、これも検討するべきではないかとされている中には、血栓、血の塊ができにくくする、抗凝固療法ヘパリン。こういったものを保険適用を考慮することによって、経済的負担が今現在大きいので改善する必要があるのではないかという提言がなされております。

ちなみにどれぐらいお金が要するのかといいますと、あるホームページで調べますと約 100 万円ぐらい要って、そのうちの 15 万円ぐらいが保険適用があって、80 万円ぐらいが適用がないというふうなことでございます。内容としましては不育症の検査の費用、1 次から 3 次のスクリーニングをする際に染色体検査とか内分泌の異常検査、子宮の形なんかを検査するというものでございます。

で、本県といたしましては、こういう報告結果が出てまいりましたけれども、現段階では研究段階でありまして、この検査や治療の方法が確立していないという状況でございます。今後、診療報酬への反映状況等を見ながら、公費助成のあり方についても研究してまいりたいと考えております。そうした意味でもさらなる調査、研究の推進につきまして、国に対して要望してまいりたいと考えております。また、この分野におきましても先ほどの不妊相談というところで、いろいろな相談を承っておりますので、こういったところで十分相談を承ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大西委員

ぜひ検討して、この問題にも取り組んで、少しでも子供さんが生まれるような、そういう欲しい方に産んでいただくような、そういう県としての支援をするべきだと私は思います。多分これについては恐らく今まで余り検討されていなかったと思いますので、ぜひ課長が言われる研究をして、そしてこの分野にも支援体制を組むことによって子供さんをふやしていただきたい。こういう思いでございますのでよろしく願いいたします。

それから、やっぱり少子化対策で今の日本の制度は、結婚するということがまず大前提でございます。だから、結婚ということについて、何とか皆さんがどんどん結婚していただくようにしなきゃいけないということで支援を今、県もしているわけですけども、とくしま出逢いきらめきセンターをつくって、そして今、結婚支援をしておりますけども、私も秋田県のあきた結婚支援センターのほうと県庁を訪問しまして、そこの取り組みを見せていただきました。そこは、徳島県の場合はセンターと言っても、それは県庁の中に事務局がありますみたいな話で、だけれども相談に来るたって県庁に相談に来るわけじゃないんで、インターネットの中の仮想センターといいますか、そして具体的にはイベントをすると、こういうような事業実施だけのセンターとなっているわけです。けれども、秋田県のあきた結婚支援センターは具体的に相談に行ける。で、そこのセンターの応接室でお見合いまでできる、さしていただけると、こういうような取り組みでございます。

具体的には、課長さんに前、資料を渡してありますんで、もう課長さんおわかりだと思います。こういった一

歩踏み込んだ、お見合いまで県のほうでおぜん立てをしてやってくような。これはちょっと聞いてる方から誤解されたいけないんで、当然登録していただいた方を対象にということですけども、そういう決まった方を対象にお見合いまで進めていくと。こういうようなことを行政がやっているんですね。ですから、ぜひともいま一步踏み込んで徳島県の結婚支援のあり方についてもやっていただきたいと思いますが、若干時間が大分迫っておりますので端的にお答えをいただきたいと思います。

塩見こども未来課長

大西委員さんから結婚相談センターのことについて御質問いただきました。

今、大西先生のお話の中でございましたように、本県では平成19年度よりとくしま出逢いきらめきセンターを開いたしまして、登録会員に対しまして協賛団体の実施する出会いイベントの情報を発信するなど、未婚の男女の出会いの場づくりに努めてまいりました。また22年度からは、きらめき縁結び応援団の育成ステーション「アワマリ」っていうのを設置いたしまして、地域の特性にあった出会いの場づくりやそうした出会いの場への参加の呼びかけ等を行う地域の縁結び活動団体、きらめき縁結び応援団の育成を推進しているところでございます。本県におきましては、こういった民間の活力を生かしたきらめき縁結び応援団の活動を推進することで一定の成果をおさめているというふうに考えております。

婚活への抵抗感を少なくして未婚の男女の方の出会いの機会づくりを推進するためには、それぞれの地域、職域の中でさまざまな主体がきめ細やかなこういった縁結び等の取り組みを行うことがより効果的なものであると考えております。で、こういったきらめき縁結び応援団ステーション「アワマリ」の周知に一生懸命努めていかないといけないということで、現在「アワマリ」ホームページの広報ですとか、あるいは県庁の1階の県民サービスセンターでとくしま出逢いきらめきセンターの情報コーナーを設置して、そこで応援団さんがやってるこんなイベントがあるんですよという、そういうような情報コーナーを設置いたしております。

また、「アワマリ」ということで、これ県から徳島県勤労者福祉ネットワークに委託している事業でございますが、そちらさんのほうの会報、ネットワーク会報ということで2万部、また中小企業の皆様方に「あわーず」ということで会報を出しております、それが7万部ということ、そういったところでも周知いただいていると。また、県内の事業所や飲食店にメールマガジンの案内プレートなんかも配布しているところでございます。県有車両にも、こういった「アワマリ」の車体広告などもやって極力皆様にも周知すると。また現在、複数のきらめき縁結び応援団による婚活相談会の開催を12月に男女共同参画交流センター「フレアとくしま」で開催するような方向で、そういう方向で検討準備を進めているところでございます。

以上でございます。

大西委員

ちょっといいですかね。

私が言っているのは、県がせっかくやっているセンター、今はそういう徳島のセンターでこういうことをやっていますって一生懸命説明してくれましたけども、それを私は細かいことまでわかりませんが、ある程度はインターネット等を見てわかっています。

だけでも、具体的に、究極の縁結びをするべきではないのかなということを言っておるんですよ。それをい

ま一步、ただ婚活で場所を提供するとかそんなことじゃなくて、もう結婚ということを前提にそのお二人を具体的に、この人とこの人をどうぞ結婚されませんか、会いたいですか、会いたくないですか、どうですか、みたいなところまで秋田県はやってるっていうんです。それは四国でも愛媛はやっているそうなんです。私も秋田の人に聞かされて、ああそうですかって、四国でもやってるんやねということで聞きましたけども。だから、そういう一歩踏み込んだ支援をするべきではないのかなということですけども、今も多分ずっとお答えを聞いてたら、そういうお答えは頭の中にないと思うんで、まあ結構です。もうこれは時間もないし、今後そういうことをぜひとも県としても考えるべきではないのかなと一応提案しておきたいと思いますので、小森部長考えといてくださいね。答弁はいいですから。

で、最後に締めくくりで、子育て支援の質問については私ずっと今までもいろんな角度から、当然子育て支援から始まって今のようなお子さんが生まれないのをとにかく産んでいただくっていうような方法から、全部いろんな角度から私も今まで質問してきましたが、この間の本会議でも75万人になるっていう、あれ何年ですかね推定、75万人以下になるという推計もあるんですかね。そういうのわかる方いらっしゃいますか。何年に何万人になるっていう、今の推計で一番下の数字はどうなってますか。

塩見こども未来課長

推計人口につきましては、国の国立人口問題研究所が推計人口というのを公表いたしております、それによりますと70万人を切るのが平成37年。平成37年に69万6,000人という、そういう数字が出ております。

大西委員

平成37年ですかね、そういうときにはもう70万人を切るという人口になると。これこのままほうっといたらそうなるわけですね。

で、私はぜひとも、いろんな質問をしてきておりますけども、全部担当の所管課がやってるだけなんですよ。だけど、これではなかなか効果的な少子化対策ができないと思います。ですから、ぜひともあらゆる角度の少子化対策を総合的にやっていく、推進していく、そういうプロジェクトのチームは絶対必要だと思いますよ。それがなかったら効果的なそういう少子化対策ができないと思います。で、保健福祉部だけでできるわけでもないし、今各部長さん座っておられるけど、今相談してくださいというわけにもいかないんで、これ今、私初めて提案したいんですけども、ぜひとも徳島県に少子化対策のプロジェクトチーム、要するに少子化を阻止するという、そういうプロジェクトチームみたいなのを立ち上げて、そしてあらゆる角度から、労働問題、雇用問題それから、医学的な問題、そして社会的な問題、いろんな問題を全部総合的に、どうしたら人口をふやすことができるのか、子供さんをふやすことができるのか、育てていくことができるのかっていうプロジェクトチームをぜひ立ち上げてもらいたいんですよ。これは知事でないで答弁できないかもしれませんが、代表して主管部の部長さん、小森部長さんにぜひともこういうことを立ち上げて、小森部長さん任中に、おれはこれをやったんだという誇りにしていただきたいなと思うんです。この少子化対策プロジェクトチームを県庁内に立ち上げて、一生懸命、37年に70万人切るっていうことがないように頑張っていたいただきたいんですけど、いかが思いますでしょうか。これもう最後です。

小森保健福祉部長

ただいま、大西委員のほうから横断的なプロジェクトチームの設立についての御提案をいただいたところがあります。

県民挙げてやはり少子化について抑制していく必要があるということから、徳島県では少子化対応県民会議というものを各界各層で設置しているところであります。

一方、庁内についても先ほど委員からお話がありましたように労働問題から教育、それから保健福祉という各分野にわたる施策を調整しながら総合的に実施していく必要があるというふうなことから、少子化対策企画員室というものを平成19年5月、このときには少子化対策推進企画員室というものでありましたけれども、20年度から少子化対策企画員室というふうに名称を変えて取り組んでいるところであります。で、ここにはいろいろな各部が施策を実施しておるところでありますけれども、統括企画員として当部の森山次長がキャップとして実施しておりまして、各部から企画員という形で参加していただいております。

で、企画員室なるものは庁内横断的なものですから、これをいかに活性化していくか。ただ単に各部が実施している事業のホッチキスどめであってはならないと私自身思っておるところでございます。で、今年度5月に入りまして、こども未来課それから森山次長のほうにも、この少子化対策企画員室をもっと活性化する必要があるということで、各部のほうからどういう部分に課題があって、どういう部分に取り組んでいくのか、こういう話し合いをする場にしていく必要がある。ただ単に事業の進捗状況だけではなくて、そういうことが重要であるというふうなことで、今年度力を入れているところであります。

しかしながら、なかなか具体的に妙案というのは各部出そろうというのは非常に難しいんでありますけれども、問題意識、課題を共有するという、これから始まっていくのかなというふうに思っております。

で、形骸化することなく、この企画員室を活性化していくこと、これにまず取り組んでまいりたいと考えております。で、その動向を見ながら今後、新たなステップに向けてどうあるべきかということについても念頭に置きながら考えていきたいと思っております。

大西委員

はい、よろしく申し上げます。

終わります。

扶川委員

6月の文教厚生委員会で学校給食のことが議論されたようなので、私も少しだけ聞いときたいのです。

給食会のことですね。このときに、学校給食会っていうのは共同購入の大規模な自治体の必要性からつくられた経過があるということですが、見直しをしたらどうかということが議論されました。それで、教育長さんも今後そういう見直しに取り組んでいかれる、再検討しなければいけない時期に来ているということをお答えなさっているわけですが、学校給食会というものの存在意義を改めてちょっともう一遍教えていただきたいのと再検討というのはどんなふうにしていくのか、あるいはされたのか。

それからもう一点、この問題にかかわって立入検査を学校給食会に限らず、県教育委員会の所管する特例民法法人も含めてやるんだということですが、その取り組みの状況を教えてください。

福家教育長

学校給食会の見直しということでございますけれども、6月の文教厚生委員会のほうでちょうど鳴門市学校給食会の巨額の横領についてということで報道等ございましたし、鳴門市の学校給食会のほうから県にもそうした報告がございました。そのことに関連して鳴門市学校給食会が県下の学校給食会の中では徳島市の給食会と並んで2つだけの法人組織であるというようなことで、県の教育委員会が管理、監督する法人であるというような趣旨で、どういったような監督を今後考えていくのかというようなことに対しての委員の質問に対してお答えさせていただきたいと思えます。

御承知のようにちょうど法人改革の時期でございます、特例法人っていうものを平成25年の末であったと思うんですけども、一般の法人とかあるいは公益の法人に移行していくというちょうどそういった事務手続中の期間でございます、そういうさなかで、こういったような大きな学校給食をめぐる事件が発生したということで、十分そうした法人の指導、監督に努めながら、そのあり方等についても十分検討していきたいということをお答えさせていただいたということでございます。

したがって、学校給食会全般についての見直しというふうなところでございまして、当然、法人組織でない学校給食会というのも県内にたくさんございますので、そういったような我々が指導、監督をする立場にある2法人について申し上げたというふうな経緯でございます。

扶川委員

そしたら答弁はわかりましたけど、その後どんなふうな検査とか見直しをされたんですか。

福家教育長

全体についての話でしょうか、それとも個別の話でしょうか。

鳴門市学校給食会につきましては、担当課がちょっと所管ではないのかなと思うんですが、担当課の課長が参っておりませんので、詳細ちょっとお答えしにくいわけですが、私の知る限りでは6月9日ぐらいに鳴門市学校給食会のほうから会計上のふぐあい等が発生しているというふうな連絡を受けましたので、直ちに鳴門市学校給食会に出向いて実情の報告を受ける、そして6月11日に立入検査を実施して、その結果に基づいて改善等について文書通知を出したと、文書での指導を行ったというふうなことでございます。そしてその後、県教育委員会としての取り組みとしては、すべての法人に対して立入検査を実施すると。これは所管の学校給食会以外の県が所管している20ほどの法人すべてに検査を実施ということで、それぞれの法人ごとの特性によって改善すべき等が実地検査であれば、個々の法人に対して文書で指導するといったような取り組みをさせていただきました。

鳴門市学校給食会につきましては、6月13日に立入検査に基づいて文書で指導を行ったところでございまして、その指導につきましては再発防止策でありますとか、経理業務における管理体制、それから組織の存廃も含めた検討といったようなことを指示しており、ちょっと詳細その文書を手元に今持っておりませんので、一言一句の指示内容については申しわけございませんけども、また後ほど御説明させていただきたいと思えます。

扶川委員

急にお尋ねしたんで、特に組織の存廃も含めて指示されたということなので、そのあたりが議論されてたので、そのことについてどういう検討がされたのかなということが聞きたかったんですけど。

福家教育長

これもちょっと詳細な記録は当然ございませんけれども、その一件で鳴門市学校給食会、それから鳴門市教育委員会を加えてそうした組織のあり方についての検討委員会を立ち上げて、そこで検討するというようなことを伺っておりますが、その後いまだ検討中であろうと思います。詳細な存廃というような報告は今のところ受けておりません。

扶川委員

意見だけ、じゃあ申し上げときますが、やっぱり時代に合わなくなってる分があるんであれば、無駄な経費が使われてるんじゃないかというような議論もされてますので、よく慎重に検討されて、必要がない経費は削減されたほうがいいかなと。地産地消の推進の意味からも学校単位での給食、自校方式での給食が一番望ましいんですけども、そういうことも踏まえて給食会のあり方がどうかかわってくるのかと、勉強不足でわかりませんが、改めて検討し直す必要があるのかなと思いました。

それでは、給食の話で事前の委員会で、安全性の問題で放射線機器の全国的な導入状況の資料収集を求めましたけども、わかっているらば教えてください。

西浦学校政策課長

学校給食用食材の放射能検査の全国の実施状況、どうなってるかという御質問をいただいたところでございます。

中国四国地域の各県に確認いたしましたところ、学校給食用食材の検査につきましては、教育委員会独自で実施しているところはないというところでございます。また、県内の市町村においてもその各県が知り得る限りでは検査を実施しているところはないというような状況でございます。

扶川委員

中四国以外のところは調べてないんですか。

西浦学校政策課長

今、手元でございますのは、中国四国地域のみ確認でございます。

扶川委員

東日本で大きな問題になってるから東日本のほうを調べないとあんまり意味ないと思うんですけどね。中四国だから心配ないと言い切れないという声があるからお尋ねしてるんで、もう一回調べてください。

そしたらあと、県下の学校給食は事前の委員会でも食材の地産地消に取り組み、県外産についてもできるだけ近隣から調達すると、納入業者に産地や流通経路の確認を依頼するというような答弁をいただきましたが、実際に東北なんかの食材が県下で使われてるかどうかということについては、どのように調べていただきましたか。

西浦学校政策課長

東北、東日本産の食材の使用の有無についてでございますけれども、国のほうでは暫定規制値を超える放射性物質を含む食品については、国のほうが販売を禁止しておりまして、東日本の各関係都県に検査の結果を踏まえた出荷制限や、摂取制限が指示されておるところでございます。

県では関係部局において東日本の各関係都県が実施する放射能検査の結果を精査いたしまして、検査機器を整備して必要が生じればすぐにこれに対応していくこととしております。これまでも放射性物質による汚染が疑わしいとされた牛肉については調査を実施してきたところでございますが、現在そうした放射性物質による汚染の疑いがない状況で特定の出荷地域に限定した食材の調査については県教育委員会としては実施する予定はないところでございます。関係部局と連携いたしまして、食の安全に関する情報収集に努めまして、各市町村教育委員会に対して情報提供を適切に行い、安全・安心な学校給食の推進に努めていきたいと考えておるところでございます。

扶川委員

風評被害があって東北の農産物が使われなくなるというのは、これはこれで大きな問題なんで、そうあってはいけませんよ。しかし実際現実にある問題として、東京に住んでるんだけど、もうこの機会に子供が心配だから徳島に帰ってこようと考えてる、ところが徳島に帰ってきても給食に何使われてるかはっきりしないと何のために越してくるのかわからないなんて、実際そんな話もあったんです。そこまで過敏になってるんですね。まあ過敏、過ぎてるところもありますけど。しかし当然、子供さんの健康を心配されるのであれば、国の暫定基準値をクリアしてるからいいなんていう理屈はほとんどお母さん方納得してないです。私の聞く範囲では。

だから、使うのであれば安全性をきちんと確認して使えと。だから事前の委員会で申し上げたように検査機器を導入すべきであると。で、ちゃんと調べて使え。東北のが入ってるかどうかわからないけども、それ調べたら風評被害につながるから調べないなんて、それ今最悪の対応ですよ、悪いけど。お母さん方の納得のいく対応じゃありません、それは。使ってるなら使ってる、使ってないなら使ってないとはっきりさせて、使うなら安全だということを確認して使えばいいんですよ。使うなど言ってるんじゃないんですよ、私は。ちょっと対応がおかしいと思うんですけど。教育長さんの見解を聞きたいです。

福家教育長

学校給食に特に放射能等に関しての安全な食材をどう確保していくのかというようなお尋ねでございますけれども、御承知のように学校給食の食材といいますのは、特別な食材については一部特殊な流通ルートを持っているんですが、大半が県内で流通している、そういうルートの中でいわゆる消費者の1

人として、食材を確保していくというふうなことでございます。もともと生産地でありますとか、あるいは流通の大もとのところで安全検査がなされたものを中心にそれを購入し、消費しているという実態については、基本的なところは学校給食といえども変わらないというふうなことでございます。

しかしながら、とりわけ子供たちの安全・安心、健康に留意しなければならない給食においては安全の上にも安全というようなことは、十分承知しているところでございますので、給食を提供している市町村の教育委員会におきましては、放射能事故以来、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

既に給食を再開されるようになった8月の末にも、県教育委員会としてはそうした放射能が心配されるような食材等については、十分、慎重な対応というのを求めた通知もさせていただいたところでございますし、それから各市あるいは町の教育委員会におきましても、保護者等に対して学校給食に使用する食材についての取り組み等については、それぞれ御理解を得るための文書等を発出して、御理解を得ていくというふうにやっています。例えば、徳島市の学校給食の使用食材について、どのように取り組まれているかという、米であるとか牛乳、卵、豚肉系というのはすべて徳島市のものか県内産のものを使用している。これについては100%です。それから青果物等につきましても、可能な限り県内産を使用しているのと、それと県外産ものについても安全が確認されたものを使用しているというふうなことでございます。

そういったようなことで、もともと地産地消に努めてきた分野でございます。例えば先日、教育委員が訪問しましたある町では、お米、パンはすべて県内産であるということと、それから野菜についてはほぼ町内で産出したもので、90%賄えているというふうなお話でございました。それで仮に県内産以外のものを使用する場合については生産地が明らかで比較的近県のを調達するというようなことも、ずっとやっているというふうなことでございます。そういった意味で、かなり現場でそうした給食の提供をいただいている市町村の教育委員会につきましては、慎重に取り組まれているということで相当程度の安全が確保されているというふうな私どもとしては考えているところでございます。

扶川委員

市教委、現場の学校のほうで慎重に保護者の不安を解消するように取り組みをしておられるということのお答えでした。

その実態を全体調べて発表するとなると、東北の県との関係で差し支えが出てくるから言えないかもしれませんが、しかし少なくとも現場では、PTAの方に対して、保護者に対して、きちっと情報を公開して説明責任を果たすということをやっていたきたい。例えば、安全だという県外の食材が使われてる場合も、暫定基準値で安全なのか、非検出なのか、全然違いますよね。例えばそこまで踏み込んだ説明をしてあげていただいたらと、そういうきちんとした説明をするように御指導いただきたいと、その点だけお尋ねしたいと思います。

西浦学校政策課長

委員お話しの方の保護者の方が安心して学校給食をお子様がお利用していただけるように、周知をしっかりとやる必要があるのではないかというお話でございますけれども、私ども県教育委員会といたしましても、先ほども申しましたが市町村教育委員会に対しまして、安全・安心な学校給食の推進をしていただきまして、保護

者の安心につながるよう食材の購入方法について情報提供や情報発信に努めるよう今後とも働きかけてまいりたいと思います。

先ほど教育長のほうから話がありましたけども、徳島市におきましても食材の説明というのを保護者の皆さんに文書でお配りをしており、このような取り組みもごございます。そういう取り組みが各市町村教育委員会においてもきめ細かくされて、安心して学校給食が利用できるように努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

この放射能の問題は過敏になってもなり過ぎることはないぐらい怖い話でありまして、チェルノブイリなんかではいまだにたくさん問題のある子供さんが生まれておるそうでございます。あるいは先ほど大西委員さんが取り上げられた問題も染色体異常につながるような事例もたくさん出ているようです。万が一にもそういうことがないように慎重に取り組んでいくべきだという意見を申し上げておきたいと思っております。

それから障害者福祉に関してですが、具体的な要望をいただいたことがありますので2点お尋ねいたします。

ある全盲になっておられる、視覚障害をお持ちの方から相談があったんですけども、役場から移動支援の制度変更に伴う通知文書が送られてきたんですけども、点字で書かれてないので、何の文書か、どこから来たのかもわからなかったと。ヘルパーさんに読んでもらうタイミングがおくれて、これまでも年金の手続なんかでおくれそうになったことがあるという話でございました。で、公的な機関が目の視覚障害をお持ちの方に文書を送る際に、一体どれだけ点字なんかが使われる配慮がされてるのか疑問に思ったんですけども、それはどうなっておりますか。

田中障害福祉課長

視覚障害者に対する行政文書の点字化等、情報保障についての御質問でございます。

視覚障害者に対する情報保障につきましては視覚障害者の権利として極めて重要であるというふうに考えており、行政文書の中でも広く、これは県の場合でございますけども県民に周知が必要とされる、例えば県の広報紙につきましては、視聴覚障害者支援センターというのが県の施設でございます。そこで点字広報等の発行事業というのを発行しており、声の広報というのを発行しております。そして視覚障害者に配布しているところでございます。この声の広報は録音版が550部、点字版が300部発行されておまして、毎月希望者に郵送するとともに障害福祉施設施設策情報や各制度を総合的に提供する障害者福祉のしおりというのがございますけども、それについても点字版300部を発行しているという状況でございます。これとは別に視覚障害者の参加する会議等におきましては、視覚障害者に向けた点字による資料というのを作成いたしまして情報保障に努めているところでございます。

また、市町村が実施する事業でございますけども、日常生活用具の給付等事業というのがございます。それにおいて入手が可能な視覚障害者用の拡大読書機というのがございますけども、それを利用することも可能でございます。さらには在宅においては、居宅介護事業の家事援助ということでございまして、ホームヘルパーによる郵便物の代読等が可能となっているところでございます。また外出時でございますけども、この10月1日から重度の視覚障害者に対する支援といたしましてホームヘルパーの方が代筆代読等を行うこと

ができる同行援護という新たな障害福祉サービスが施行されているところでございます。

今後ともこうしたサービスの普及に努めますとともに、視聴覚障害者支援センターと連携を行いながらとにかく当事者の御意見をしっかりお伺いしながら、視覚障害者のニーズを把握して情報保障に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

扶川委員

いろいろ御答弁いただきましたけども、まさにその同行援護の制度に変わりましたよという通知が点字でなかったんです。で、ヘルパーが来てないときにその文書が来たから何の文書かわからない、私に読んでくれとそういう話があったわけです。

確かに在宅の家事援助の中での代読でフォローできる分もありますけど、すぐにわからないじゃないですか。ヘルパーさんがいなければ。だから少なくともどこから来たものなのか、何をいつまでに求められてるのかぐらいはわかるような点字の情報が、その封筒ないし中身の文書に、行政からの通知に、これは県も市町村もやってないと言っていましたよ、入っていればすぐに対応できるわけですよ。それくらい、全部文書を点字化するなんて無理なのわかってますから、それは求めてないんで、最低そのぐらいのことはやるべきだと思うんですが、改善いただけませんか。

田中障害福祉課長

扶川委員から今お話がございましたように、あくまでこの事業、情報保障の事業につきましては当事者の御意見というのを十分にお伺いした上で、ニーズに合ったような事業展開というのが望まれているところでございます。今後ともこうした当事者の意見をお伺いしながら、視覚障害者のニーズを踏まえ情報保障にしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

扶川委員

ちょっときれいなお答えですけど、要するに検討してくださいということで、十分にニーズがあるかどうか調べて検討していただくと、そう理解しておきますのでよろしく願いいたします。

それと重度の自閉症児を育てておられる方からの要望でございますが、支援学校が2時40分ぐらいに終わって、この方の自宅のほうに帰るのが3時半ごろに戻ってこられる。ところが5時まで見てくれるところがなかなかない。で、ヘルパーさんに毎日見てもらうのもそれは無理だと。この状況では5時まで、最低でも5時まで働きに出なきゃいけないという職場には、普通の仕事にはつけないという切実なお声をいただきました。

私もその方の御自宅に伺いましたけど、とてもじゃないけど子供さんひとりにしておけるような状態ではない。で、この方の場合、あさひ学園の地域日中一時支援が使えないかということで役場にも県にも相談されたそうですが、いっばいで使えないと。定員少ないですよ、あさひ学園。これじゃあいっばいになるのも無理はない。で、夏休みは特に大変で、夏休みはもうまるつきりに子供に拘束されて何にもできなくなっちゃうわけで、この方の場合は勉強するために1カ月ほど、自分の時間が必要だったわけですが昼間。徳島県内で見つからずに県外の施設に預ける羽目になっちゃったというような話を聞きました。

で、こういう問題に対して対処することが今できてないんじゃないかと、認識と今後の打開策をお尋ねしたいと思います。

田中障害福祉課長

扶川委員から重度の自閉症児の一時預かりの件について御質問をいただいております。

自閉症につきましては、社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる脳機能障害ということで、現在では大きく発達障害の中に定義づけられているところでございます。個々具体的な話に対応はできないところでございますけども、今お話がございました強度の自閉症ということでございますと、重度の発達障害というふうに解釈できるわけでございますが、恐らくは強度の行動障害を伴う場合だと考えられます。普段は大変おとなしく見えるわけですが、突然環境の変化等に対応できずにパニックを起こすなど、対応には相当な体力とそれと繊細な気遣いの両面っていうのが必要とされる非常に難しい困難事案であるというふうに推察されるところでございます。

お話の中で一時預かり、具体的にあさひ学園という話も出ましたけども、一時預かり等受け入れができなかったということでございますけども、こういった施設利用の希望があった場合には、具体的にはまず障害児(者)のそれぞれの施設と御相談をいただくと。そして各施設におきまして、それぞれ入所定員でありますとか、通所定員に合わせた職員体制に合わせて、そして本人の障害特性っていうのを十分に踏まえた上で、安全にそして確実に入所の対応ができるかということそれぞれの施設が判断を行うということになっているところでございます。

今回の場合、施設での体制がなかなか整わなかったことが原因であるというふうに考えるところではございますが、こういった場合すべての市町村が実際実施しております相談支援事業というものがございます。これは障害者、障害児保護者または障害者等の介護を行う者などの相談に応じまして、情報提供とか権利擁護のための必要な援助を行うというふうな事業でございまして、支援に関する個別具体的な事案につきましては、こうした窓口をぜひ御活用願えればと考えているところでございます。

以上でございます。

扶川委員

だから役場にも相談に行ったんですよ。行ったけど対応ができなかったと。御本人もあちこちの施設に電話を入れたんだけど受け入れてもらえなかったと。一見すればわかるようなすごい障害のある方です、行動の。大変だと思うんですよ。

こういう障害をお持ちのお母さんの中には、うつになったり、中には自殺に至るお母さんも少なくないわけですけども深刻ですよ。で、その一番大変な状況のお母さんに対応できないのでは福祉の意味がない。具体的な問題解決に至らなかったんだから、どこに問題があるのかということ进行分析して対応しなきゃいけないと思うんですよ。

1つは例えばあさひ学園だって、短期日中一時支援の預かりは定員が男2名、女1名でしょ。短期入所は男1名、女1名というような定員でしょ。これで足りなければふやせばいい。

それから、子供さんが2時40分に終わって戻ってきて5時まで見てもらえる体制がないんであれば延長し

て見る体制をつくれればいい。そういう具体的なことをやらなければ解決しないでしょうね。具体的な解決を図るおつもりというか、体制とか時間の延長も含めて、お考えないでしょうか。

田中障害福祉課長

今回の場合、今後こういった体制の整備を行っていくのかというふうな御質問かと思えます。

本件につきましては施設において対応する体制が整わなかったというのが、根本的な原因であるというふうに判断されるわけでございますけれども、県といたしましては今回のような事案が該当するというふうに思われますが、支援が著しく困難な障害者に対する施設報酬の引き上げと、そして加算制度の充実というのを実は国に対して要望しているところでございます。具体的には5月に行いました政策提言によって要望しております。その中で重度者の受け入れ、報酬単価の引き上げによって施設職員の配置等がしっかりとなされて強度な行動障害、今回のような事案だと思えますけれども、強度な行動障害を伴う自閉性の障害を持たれた方等の受け入れる余地が生まれやすいような、そういった制度改正っていうのを要望しているところでございます。こういったことによって、体制のほうを整う可能性は大きく膨らむわけございまして、対応につながっていくというふうに考えております。

以上でございます。

扶川委員

それはぜひ国に対して徹底して求めていっていただきたいと。それはそうですね。しかし、最後のよりどころとなるのは、公的な機関あるいは公的な行政がかかわるサービスであるならば、あさひ学園みたいなのが最後のよりどころにならないかんわけですよ。単独でも置いて対応するぐらいの構えでやっていただく必要があると私は思います。で、今後検討いただきたいということを要望しておきたいと思えます。

保育所の問題も陳情が出てるので少し聞いとかなないとけないですね。

新しい新システムというのが今議論されておまして、保育の需要が1975年をピークにして94年までは少子化の進行で減少傾向であったものが、全国的にはですよ、以後増加傾向になって2004年には1975年のピークを超えたと。それで待機児童がふえて困っていると。で、本来、保育所の増設で対応すべきところであるけれども、そうせずに公費を抑え込むような形で何とか打開できないかということで保育の市場化ということが言われて、昨年6月に子ども・子育て新システムの基本制度要綱というのが決定され、この法律が準備されようとしておりました。その後、東日本大震災と菅首相の退陣宣言なんかがあって、がたがたしまして法案の提案はされなかったですけども、ことしの7月には少子化社会対策会議が子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめを決定して、来年1月からの通常国会に提出される見込みとなっていると。

こう理解しておりますが、こういう流れに対して保育所の関係者からは市町村の保育実施義務がなくなるから公的責任が後退するんじゃないかと。あるいは、供給量が不足している現状の中で契約方式を導入すれば、施設側が子供を事実上選別してしまうようなことになるんじゃないかと。あるいは、多様な事業主体を導入するという名目で実際は総合的な施設よりも小規模保育や保育ママのようなもので間に合わせようとしているんじゃないかと。いろんな疑問とか批判が起きています。これについてきょう議論する時間はありませ

んけども、どういふうにこの新システムを見ておられるかということについて、責任者の見解をちょっと一言聞いておきたいと思います。

塩見こども未来課長

子ども・子育て新システムについてのお尋ねをいただきました。

子ども・子育て新システムは、平成 21 年 12 月 8 日に閣議決定されました明日の安心と成長のための緊急経済対策に基づきまして、すべての子供に健やかな育ちを保障するため、幼保の一体化を含む新たな子育て支援のためのシステムを構築しようとするものでございます。平成 22 年 9 月から国の検討会議のもとに生まれましたワーキングチームにおいて議論されまして委員からお話ございましたように、去る 7 月 29 日に中間取りまとめが少子化社会対策会議で決定されたところでございます。

で、この中間取りまとめにおきましては、子供の育ち、子育て家庭を社会全体で支えるために基礎自治体であります市町村が地域のニーズを踏まえて個々の子育て家庭に身近な立場から相談に応じる子育て支援センターの設置促進、それから多様な保育ニーズに対応するための延長保育、病児・病後児保育や放課後児童クラブの推進、学校教育と保育を具体的に提供する新たな総合施設制度の活用など、地域の実情に応じた子育て支援のための政策を実施することになっております。その実施に当たりましては、保育の必要性の認定などに関する国が定める基準と地方裁量の範囲、また確実に保育サービスが受けられるようにするための市町村関与のあり方、今ございます保育所、幼稚園を円滑に総合施設に移行させる方策などを今後解決していく必要があるというような指摘もございます。

今後、社会保障と税の一体改革による恒久財源を確保することを前提として、さらにワーキングチームにおいて検討を進めるということで認識いたしております。県といたしましては、これまで徳島県が目指してまいりました次代を担う子供たちの思いや夢を大切に、ともにたくむ社会の実現に向けた取り組みを一層推進するために、国の動向を注視するとともに市町村や保育関係者の御意見とか保育サービスの利用状況等を踏まえながら必要な提言を行っていきたいというふうを考えております。

扶川委員

1つだけしか最後お聞きできませんけど。

地方主権改革一括法で児童福祉法第 45 条が改正されて最低基準を地方の条例で決められるようになったわけで、それに基づいて来年 3 月末までですか、条例化をしなきゃいけないわけですよね。だからもうその条例化に当たって地方で決められるようになるのであれば、今までの水準、例えば面積基準とか職員の配置基準とか給食室の有無とか、そういうふうなものを下げてはならないのは当然だけでも、さらにその水準を上げるような方向で条例化してほしいという強い要望がこの間出されたわけです。

今、県が目指してきた方向ということを言われましたけども、当然子育てに力を入れていく方向やと思いますので、引き下げることはないと、条例化に当たっては水準をむしろ引き上げていくんだと、そういう構えで取り組むということを確認したいんですが、それだけ聞いて終わります。

塩見こども未来課長

地域主権改革一括法においては児童福祉施設の設備とか運営につきまして条例で定めることになっております。しかしながら条例で定めるに当たりまして、児童福祉施設に配置する職員の資格及び人数、また児童福祉施設に係る居室等の床面積等につきましては、従うべき基準ということで厚生労働省令で定める基準に直接拘束されることになっております。で、まだこの厚生労働省令、出ておりません。今後、国において省令が公表される予定であることから、県としては引き続き情報収集を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

岡副委員長

済みません、時間来てますけども、私で終わりですので、あと10分か15分ぐらいちょっと質問させていただきたいと思います。

7月に文教厚生委員会の県内視察で児童養護施設のほうに行きました。そのことで1点御質問させていただきたいと思います。

私、文教厚生委員会にも所属しておりますので、きのうの話で非常に児童に対する虐待であったりとか、その中で発達障害を持たれてる方っていうのが非常にふえてきているという話でした。

まず1点目質問なんですけれども、児童養護施設に入所しているお子さんの中で発達障害があると診断されたお子さんの数はどれくらいいるのか、また児童養護施設の職員さんの配置の基準っていうものはどうなっているのか、県として児童養護施設に対してどのような支援を行っているのか、というのをちょっとお答えいただきたいと思います。

塩見こども未来課長

岡副委員長さんから3点御質問いただきました。

まず1点目ですが、児童養護施設において発達障害があると診断された子供さんの数がふえてきているんじゃないかというようなことで、人数のお尋ねでございます。

おっしゃるようにふえてきておまして、最近の数字を申し上げますと県内に児童養護施設7施設ございます。で、約300人の子供さんが入所なさってるわけでございますが、平成19年には11人ということで、これが約3.7%ということになります。20年度にはこれが19人ということで6.3%、21年度にはそれが27人ということで9.2%、22年度には38人ということで13.3%ということでどんどんふえてきてございます。

2つ目といたしまして、こういった子供さんを直接処遇する職員の配置基準についてのお尋ねでございます。

児童養護施設の職員につきましては、児童指導員、保育士、嘱託医、栄養士及び調理員の配置が国の児童福祉施設最低基準で定められております。児童指導員または保育士の総数につきましては、3歳未満の子供さんにつきましてはおおむね2人につき1人、3歳以上就学前の子供さんにつきましてはおおむね4人につき1人、小学生以上の子供さんにつきましてはおおむね6人につき1人の職員を置かなければならないということになってございます。

また近年、先ほどもお話ございましたように、きのうの委員会等もございましたんですが、被虐待の経験など個別的なケアや心理的なケアが必要な児童がふえているということがございまして、被虐待児童など特に

個別の対応が必要とされる子供さんへの個別面接とか生活場面での1対1の対応を行う被虐待児個別対応職員、それから虐待等によりまして心的外傷を負っていらっしやって、心理療法を必要とする子供さんに遊戯療法とかカウンセリングなどを行って安心感、安全感の再形成や人間関係の修正などを図ってまいります心理療法担当職員、また虐待等の家庭環境上の理由で入所している子供さんの保護者に対しまして早期家庭復帰に向けて相談や養育指導の支援を行う家庭支援専門相談員など、こういった職員を施設が配置した場合に人件費を加算する制度が設けられているところでございます。こういった加算制度を先ほど申し上げました7つの児童養護施設の全施設がこういったすべてのメニューを活用して、職員配置の充実に努めているところでございます。

それから3点目の御質問、こういった児童養護施設に対して県でこういった支援を行っているかということでございますが、これにつきましては6月補正で、これまでなかった新規事業ということでお認めいただいた事業でございます、退所児童家庭フォローアップモデル事業という事業をお認めいただきました。この退所児童家庭フォローアップモデル事業によりまして、児童養護施設が行います被虐待を初めとするさまざまな問題を抱える児童の皆さんが退所した後の効果的なフォローアップのあり方を調査、研究することに対して支援を行うということで、これ国の住民生活に光をそそぐ交付金というこういう交付金を活用しまして、現在7つの施設のうち4施設でこういった事業に取り組みをいただいているところでございます。

以上でございます。

岡副委員長

ありがとうございました。委員会の視察で鳴門子ども学園さんにお邪魔したときに、私が、行政に対して一番要望したいことは何かっていう、非常にざっくりとした質問をしたんですけども、そこで言われたのが、やっぱり人が足らんということなんです、一番言われたのは、それが一番困ってると。特に今、虐待もふえてきているというような事例が本当に全国でもたくさんふえてきておりますので、こういう施設へ入所せざるを得ない子供たちがまたふえてくる可能性もありますし、また発達障害を持たれた方がこういう施設に入ってくる人数がふえていくということも十分に考えられると思います。ですからそういう場面に対応していくために行政として県としてさらなる支援が必要だと思うんですけども、その辺はどのようにお考えになられてるでしょうか。

小森保健福祉部長

ただいま、岡副委員長のほうから児童養護施設に対しての県としての取り組み、どうあるべきかというお話をいただいたところでございます。

昨年でございましたけどもタイガーマスクということで、かばんを贈ると、ランドセルを贈るというふうなことで児童養護施設にスポットライトが当たったところであります。児童養護施設は昔ですと家庭の養護ができないお子さんたちが児童養護施設に入ると。現在もそういうことでございますけれども、先ほど課長が申し上げましたように発達障害児の占める割合が非常に高くなってきておるところでございます。これについてはこども女性相談センターにおいても同様でございますし、徳島学院においても同様でございます。まさに社会的養護をどうあるべきかということで、国のほうにおいてもことしの7月にそういった検討の報告が出されたこと

ろであります。

数少ない子供を社会全体で養護していく。まさに社会的養護をしっかりと確立していくことが大事であると思っております。で、厚生労働省の9月30日に公表されました平成24年度概算要求の中でも、社会的養護の充実ということがうたわれております。その中で、施設職員の人員配置の段階的引き上げを行っていくということで、今まさに社会的関心が集まっているこの段階こそ、国も県もそういった社会的養護を担う行政として要求していく必要があると考えております。

それから、やはり昔に比べまして児童養護施設におきましても、専門性が非常に求められております。特に発達障害のお子様が増えておりますので、ここにつきましては来年の開設を予定しております発達障害者支援センター、ここのリンケージというものが非常に重要になってこようかと思ひますし、また児童相談所とのリンケージも必要になってこようかと思っております。

それから、やはり発達障害者の支援に対して深い知見のあります特に関西広域連合あたりの特に神戸、大阪あたりというのは、こういった取り組みも進んでおるようでございますので、そういったところから講師も招聘するなりして、やはり児童養護職員の資質向上も図っていきたく思っております。で、国のこういった職員配置、段階的にセーブできるよう県としても国に対して、引き続き要望してまいりたいと考えております。

岡副委員長

最後に締めで言おう思ったことをほとんど小森部長に言われましたんで、ほんとおっしゃるとおりだと思います。

本当に小さい幼い子供たちは我々の想像を絶するような経験をして、そういうところで苦労しながら周りの方にも支えていただきながら、高校を卒業したら社会という非常に荒波にそのまま出ていかなければならないというような状況です。ですから、行政として少しでもいい環境をつくってあげたいと思ひますし、成長をしっかりと行政としてサポートしていけるような体制づくり、さらなる体制づくりっていうのをぜひともお願いしたいと思ひます。

あと、最後にちょっと提案なんですけども、きょう大西先生が先ほど不育とか不妊とか婚活のことでお話をされましたんで、ちょっとだけ提案なんですけども、不妊、不育というものは非常に少子化対策の中で大事なんですが、私6月の議会でも言いましたけども、子ども手当、これの効力については非常に疑義を持っております。名前が変わって額が変わって、また所得制限が入るということなんですけども。前にも申し上げたかもしれませんが、ただ現金を配る政策というのは私はもう政策の中では最低の部類に入っているもんだと思っております。そのお金があつたら、例えばですけど保育所の無償化ができる、学校給食の無料化ができる、不妊治療も年3回全額負担というのも十分できる。それでもまだおつりがくるぐらいの金額が一般家庭にわざわざ手間をかけて配られてるということは、やはりもう一度県としても、また議会としてもしっかりと考えていかなければならないと思ひます。8月1日から法定受託事務を一部拒否できるような、議会で議決事項にできるというような法律も決まりました。ですからもう一度県としての姿勢をしっかりと示していただきたいということと、婚活に関しては民間でいろいろやられてるところあります。

いろんなアイデアも出して、まあお金もかかってますけど、そういうところに例えば補助していくとか、そういうところのサポートをしていくということによって、結婚する方々のサポートをしていくっていうのも1つ考えて

はでしょうか。別に県の中で部署を持ってやらなくても民間と連携しながら少しでも経費を抑えていくような形でよりよい婚活、結婚の促進を支援していくような体制がとればよいと思いますので、その辺も各部署連携しながらぜひとも御相談いただきたいと思います。

以上です。

岩丸委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

1点だけ私のほうから御案内させていただきます。

今、岡副委員長、それから大西委員さんのほうからも、いろいろとお話ありました婚活のことでございます。ちょうど今、民間でっておっしゃっていましたが、その民間のほうでこのたび計画しておる方がございます。これは秋田のほうとか、宇都宮とか、それから前橋とかいうところでも行われておるようでございます。ちなみに秋田は2,000人規模の婚活の大きなイベントをやって、徳島におきましては来年の2月に500人規模ぐらいでやろうかというようなことを計画しておるところもございますので、これが少子化対策に、いわゆる結婚して出産というふうな格好でいていただきたいので、そういう民間の大きな計画にぜひ皆さんも御協力いただきたいなということを御案内させていただきます。またよろしく願います。具体的にはまた新聞等々での報告もあろうかと思えます。

それでは以上で質疑を終わります。

これをもって人権・少子・高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(12時14分)